

第9回年金業務・社会保険庁監視等委員会 議事録

1. 日時 平成20年3月19日（水） 14:00～15:45
2. 場所 中央合同庁舎第5号館16階委員会室
3. 出席者
(委員会) 葛西委員長 磯村委員 岩瀬委員 住田委員 村岡委員
(総務省) 村木行政管理局長 田部事務室長 横田主任調査員ほか
(厚生労働省) 宮島総括審議官
(社会保険庁) 坂野長官 吉岡総務部長 石井運営部長 中野社会保険業務センター所長
北村統括管理官 鈴木運営部企画課長 福本運営部年金保険課長
4. 議事次第
 - (1) 厚生労働省・社会保険庁からのヒアリング
 - (2) その他

5. 会議経過

【葛西委員長】 それでは、ただいまより第9回の年金業務・社会保険庁監視等委員会を開催いたします。

それでは、まず、厚生労働省及び社会保険庁からヒアリングを行います。本日は厚生労働省から宮島総括審議官、社会保険庁から坂野長官をはじめ、皆様のご出席をいただいております。前回に引き続きまして、年金記録適正化実施工程表に基づく進捗状況や、先般の年金記録問題に関する関係閣僚会議での議論などについてご説明をいただくとともに、当委員会において宿題となっていた事項についてもご回答いただき、その後、質疑応答をするようにいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【坂野長官】 本日は、去る3月14日に開催されました年金関係閣僚会議に社会保険庁がご報告をした内容を中心に、これまでの取り組み状況及び今後の取り組み方針などについてご説明をしたいと存じております。忌憚のないご意見をちょうだいしながら、さらにまた今後の取り組みの充実を期したいと考えておるわけでございます。これについては、資料に沿ってそれぞれ担当課長等から順次ご説明をさせるつもりでございます。

その前に、最近の報道で取り上げられました事柄に関連して、2点ほど簡単にご報告を申し上げたいと思っております。ご参考のためにお手元に資料を追加でお配りして、2点ほどご説明をしたいと思っております。

まず第1点は、社会保険庁におけます最近の離職の動向についてでございます。新聞にも取り上げられておりますので、最近の状況についてご報告を申し上げたいと思っております。

ます。ごらんのように、19年度は18年度に比べまして、特に自己都合退職が相当増加をしている状況でございます。これに伴い、本庁・地方を通じた欠員も多数発生をしてきているという状況でございます。これに対応して、本年度内には206名の中途採用を予定しております、4月早々にはさらに64名、さらに続けて、できれば4月中にもと思っておりますが、330人枠での追加採用等も現在、その募集の手続を進めておるわけでございます。可能な限り欠員の補充に努めてまいりたいと考えております。

現在、各社会保険事務所におきましては、窓口相談等、多数大量の業務が発生をしておる状況の中で、このような状況にあることを、私どもとしてもいわば危機的な状況にあるという認識をいたしておるわけでございます。当然、本来の正規職員以外にOBの方々、あるいは社会保険労務士の方々のご協力も含めて、相談等の体制の確保にはこれまでも、あるいは今後も引き続き努めてまいりたいと考えているわけでございます。これが第1点目でございます。

第2点目についてでございますが、これも先般、各紙等に報道されましたけれども、いわゆるヤミ専従に関する調査の問題でございます。お手元にも資料をお配りしてございます。経緯としては、再生会議、これは行革本部のもとに設けられております会議でございますが、この再生会議の依頼に基づきまして、昨年末12月から私どもが開始をしている調査に係るものでございます。報道は、専ら労働組合がみずからのデータに基づいて発表した内容が報道されておまして、私どもとしては、現在まだこの調査を継続中でございます。できれば4月にでも中間的な取りまとめをして、再生会議にもご報告し、また、監視委員会の皆様方にもご報告したいと考えているわけでございますけれども、今現在、私の立場から自治労が報告した数、あるいはその内容について、現時点で確認をすとか、あるいは訂正をすとか、そういうデータをまだお示しすることができない。この点についてはご理解をいただきたいと思っております。

ただ、このヤミ専従以外にも、服務規律違反の問題について幅広く調査をするように再生会議から依頼を受けて、現在調査を進めておまして、その中で判明したものについては、当該行為者本人はもちろん、その管理監督の任に当たる者も含めて、確認された事実に基づいて厳正な処分等の対処をしたいと考えております。その点については十分ご理解をいただきたいと考えております。

以上が、簡単でございますが、本日の予定した議題以外でのご報告でございます。

【鈴木企画課長】 それでは、続きまして、先生方のお手元にお配りをしております資

料に基づきまして、要点をご説明させていただきたいと思ひます。

まず、資料の1でございます。これは作業の主な進捗状況ということで、毎回ご報告をさせていただいているものでございます。基本的には名寄せをいたしました特別便の送付についてめどがついたということ、それから、4月以降の特別便について準備中である、それから、相談体制等につきましても拡充を図っているということでございますが、それぞれ具体的に後ほど詳しく説明をさせていただきたいと思ひてございます。

続く2ページ以降のA3の横長につきましては、従来のものの更新版でございますので、お目通しを願えればと思ひております。

そこで、資料の2、「ねんきん特別便」についてでございます。2枚おめくりをいただきまして、まず、現時点での送付等の進捗状況でございます。従来からお目にかけております図でございますが、この図に従いまして予定どおり進んでございます。上の四角に囲ってございます文章にもありますように、コンピュータ上での突き合わせ自体は3月6日に完了いたしました。それから、その結果に基づく特別便の送付につきましては、3月21日に全体を完了するという予定でございます。その数字等につきましては、ここにあるとおりでございますので、ごらんおきいただきたいと思ひてございます。

それから、もう一枚おめくりをいただきまして、特別便の送付・回答の状況ということでございます。表の左側でございますように、発送でございますけれども、2月27日時点まで、真ん中ほどでございますけれども、年金受給者約232万人に送付、現役加入者124万人に送付ということでございまして、その後、現在までに下の括弧書きにあるような形で送付をいたしてございます。19日、明日でございますけれども、受給者につきましては、一部を残しまして送付が終わりますし、現役加入者につきましても、全体の送付を終える予定でございます。受給者の一部につきましても、先ほど申し上げましたように21日に送付を完了するという予定でございます。

そこで、真ん中あたりにございます232万人、あるいは124万人、これを全数といたしまして、回答の状況をまとめたものが右側の表でございます。上からごらんいただきますと、まず未到達でございますけれども、受給者につきましては全体の動向が変わってございませぬ。一部でございますが、受給者の中にも未到達の方がいらっしゃいますので、これについてきちんとした住所に基づく送付というのをやってまいりたいと思ひてございます。現役加入者について送付を始めたわけでございますけれども、受給者に比べまして現役の方々は、住所の移動が多いということなどもございまして、未到達の数、割合とし

では多くなってございます。今申し上げました未到達対策につきまして、より一層徹底を
してまいりたいと思っております。

それから、回答状況でございますけれども、未回答の状況はその下の欄にあるようなと
おりでございますが、回答の具体的な状況ということで一番下の欄をごらんいただきたい
と思っております。一番下の真ん中の欄でございますけれども、年金受給者全体では回答
が47%という状況でございます。加入者につきましてははまだ送付を始めたばかりでござ
いますけれども、現時点で5.2%という状況でございます。

この回答の中身でありますけれども、右側に移っていただきまして、「訂正あり」の方
が受給者の場合、3月4日現在で12.2%、現役加入者が3.7%でございます。「訂正
なし」につきましてもまだ一定程度いらっしゃいまして、年金受給者につきまして34.
8%、加入者が1.5%ということでございます。このあたりにつきましても、「訂正な
し」の受給者につきましては、入念的な照会などを徹底してまいりたいと思ってお
ります。それから、現役加入者の回答状況でございますけれども、まだこれは出始めでござ
いますので、ずっときちんと全部追ってみないといけないとは思いますが、現時点で
は「訂正あり」の方のほうが比率的に多いということで、年齢も若い、それからご記憶も
新しいし期間も新しいということで、受給者の方に比べますと、まだ「訂正あり」の方の
ほうが多いのかなと思っておりますが、果たしてそういうふうになっていくかどうかは、
今後きちんと油断なく見ていかなければならないと思っております。

そこで、受給者の方の「訂正なし」と丸をつけていただいた方々に対します入念照会で
ございます。1枚おめくりをいただきまして、一度ご報告いたしました入念照会の状況に
つきまして、さらに更新をして2月29日現在までやってみたところの状況のご報告で
ございます。2月いっぱいやってみましたところで全数2万7,241人に対して実施をし
たということございまして、電話によるもの、戸別訪問によるもの、それぞれごらんの
ような数になってございます。

その結果につきましては下の2番でございますけれども、やはりやってみますと、8割
近くの方が自分の記録であったということで確認ができているという状況でございます。

その上で、なぜ「訂正なし」ということになったんだろうかということございませ
けれども、3番に行きまして、まずご相談いただいたのかどうかということで申しますと、
依然相談をいただいていないという方が96.5%ということございまして、これはそ
もそも全体が1月25日までにお送りをした方でございますので、まだご相談いただい

いないという時点でのこういった回答が多いということかなと思っております。

それから、次のページでございまして、なぜ「訂正がない」とご回答していただいたのかという理由でございませけれども、これも動向としては変わってございませんで、ごらんのような「間違いがないと思っていた」とか、「確認をしている」とか、あるいは中ほどにございますように、「年金額がそれほど増える訳ではない」というような方々も含めまして、前回の調査とそんなに趨勢は変わっていないのかなと思ってございます。

以上が入念調査でございませけれども、もう一枚おめくりいただきますと、先ほど申しました発送、それから回答状況、それから相談の状況も含めまして、3月4日現時点での直近の数字でございませ。これはごらんおきをいただければと思っております。

以上を受けましての相談体制ということでございませ。従来から強化をいたしてございませますが、次の6ページにまとめてございませるように、まず、電話のコールセンターでございませけれども、1つ目の○にございませるように、3月17日から1,390席まで拡大をしての対応ということをしていたしてあります。それから、事務所の窓口の相談、3月そのものは相談の件数が多い月でございませけれども、そういったことも含めまして、きちんと対応ができるように、臨時相談窓口、あるいはマンパワー的な備え、そういったものについて基本的に引き続き備えをしておるということでございませ。

それから、社労士さんらを含めまして、いろいろご協力をいただいているところにつきましても、従来からの枠組みにのっとって進捗を図っているということでございます。

それから、特別便に関しまして次の7ページでございませけれども、横長の大きな表がございませ。これは今回、いつもと加えましてのご報告でございませけれども、ご案内のように、一昨年の夏から年金記録相談の特別強化体制というのをとっておりまして、その状況につきまして、昨年の3月末からの状況を一定期間追っているものでございませ。このたび、昨年12月末の数字というものが取りまとまりましたので、ご報告をするということでございます。この大きな括弧内に入っておりますのは、それぞれ節目になります3月、6月、9月、12月に至るまでのそれぞれの各月の展開の状況でございませ。一番新しい下の欄の12月末をごらんいただきますと、相談の全数が全体で約731万件という状況でございませ。その中で、95.3%が窓口調査によって確認済み、696万5,000ということでございます。それ以外のこの四角の一番下の照会申出書の受付をいたしました4.7%、約34万4,000件、それから、(2)の郵送等の受付、下の四角にございませ24万、これを合わせました58万5,722件について受付総合計ということで、

(3)でございます。それらについての処理状況が下の2番でございますように、回答済が全体で40万5,900件余りということでございます。その中で、ごらんのような処理状況でございますけれども、ご本人の申立の記録が確認できないところが若干増えつつあるということをごらんいただけようかと思っております。

それから、年金記録相談の状況でございますけれども、4月以降の各月の状況をごらんいただきますと、今申し上げました(1)の年金相談窓口での記録確認というところを横目で追っていただきますとおわかりいただけると思っておりますけれども、昨年の4月には36万2,000件余りだったものが、昨年のいろいろな問題がございまして、6月にピークで一月だけで100万件を超えるというような状況がございました。これを頂点といたしまして、その後だんだん落ちついている状況でございまして、直近の調査がまとまっています12月段階では、下のほうの(1)の欄にございますように、一月で42万件というような状況になってございます。ということで、特別相談体制の推移ということのご報告でございます。

それから、続きまして、8ページでございますけれども、「ねんきん特別便」に対応いたします電話相談体制の調達ということでございます。いろいろなご指摘をただいております。特に「ねんきん特別便専用ダイヤル」につきまして、委託契約の調達に当たりまして、契約単価、それから人件費単価の差が大きくて、選定が甘いんじゃないかというような問題のご指摘をいただいております。これを受けた対応といたしまして、下にございますように、単価の差そのものは、その要素となっております研修費用を人件費に含めるか、あるいは固定費用に含めるかといった、いわば集計の差によって生じたものでございまして、考え方の統一ができていなかったということでございますので、これを統一して仮計算いたしますと、その両者についてそんな差はないんじゃないかということでございます。

それから、契約の総額につきましても、ご案内のように、入札によりまして、より安い業者が落札をしているというような結果になっておるということでございます。

今申し上げましたように、経費の内訳につきまして、要素の計上方法等について当方の整理が不十分でございましたので、今後の調達において十分留意することにいたしました。それから、その後調達を5社いたしましたけれども、計上方法の統一をいたしました結果、人件費の単価においてそんなに大きな差がないということでございまして、その点につきましては次の9ページをごらんいただきますと、細かい表で恐縮でございますけれども、

大きく2つに分かれているところの左側につきましては、今いろいろなご指摘を受けました単価がかなり違うということでございましたけれども、計上方法について統一をした結果の新しい5社の状況、右側の表でございますけれども、ごらんいただきますと、そんなに大差がないという状況がごらんいただけようかと思っております。今後ともご指摘を踏まえまして、適正な調達に努めてまいりたいと思っております。

それから、10ページでございますが、広報の実績と今後の予定ということでございます。これまでの主な広報実績につきましては、ごらんいただいておりますように、1月下旬から3月中旬までにつきましては、新聞の記事下広告というものを実施いたしております。広報内容につきましては、そこにございますように、特別便を受け取った方をお願いしたい事項など、訴求ポイントを絞って実施をしたということでございます。それから、ご案内のように、雑誌広告といたしまして、『文藝春秋』の4月号に舛添大臣と葛西委員長との対談を掲載させていただいたところでございます。

次のページでございますけれども、政府広報テレビ・ラジオ番組でございますけれども、「ご存じですか」、「キク！みる！」、それから「栗村智のHappy！ニッポン！」その他でわかりやすく説明するという、それからテレビ・スポットにつきましては、18日から1週間、全国の民放で放映をしているというところでございます。

広報内容につきましても、ここにございますように、お問い合わせの呼びかけ、支給額が増えることの説明、それから、旧姓の申出のキャンペーン、その他について訴求ポイントを絞って広報をしておるということでございます。

また、その他下にございますように、ホームページ、あるいは広報用のチラシ、その他の取り組みもしておるということでご報告でございます。

次の12ページでございますけれども、今後の広報の予定ということで、年度内の状況でございますけれども、今後予定をしておりますところでは、基本的に下の2つの○につきまして集中的な広報を実施いたしたいと思っております。引き続きまして特別便専用ダイヤルのご利用、事務所へのご相談の呼びかけということと、ご自身の加入記録の確認ということで、より視覚に訴える広報を指向して、下のような3点につきまして努めたいと思っております。

媒体といたしましては、下にございますように、政府広報、それからホームページ、チラシ、新聞家庭欄を活用させていただいたり、あるいは旧姓の申出を中心といたしまして、女性の方々を読者層とする出版社への協力要請、それから自治体をはじめといたします関

係団体への広報のご協力依頼ということでございます。

広報の実績の細かいところにつきましては13ページに載せてございます。それから、14ページ以下、記事下広告の実例ということで載せてございますので、またごらんおきを賜ればと存じます。

ちょっと長くなりましたが、資料の2、特別便については以上でございます。

続きまして、3月14日の年金記録問題の関係関係会議で、4月以降の工程表等を発表させていただいたところでございますけれども、その関係についてのご報告でございます。

まず、資料の3でありますけれども、工程表の前提といたしまして、いわゆる5,000万件の未統合記録についてどうなったのかということでございます。資料の3をお広げいただきまして、いわゆる5,000万件の未統合記録ということでございます。12月11日時点でその段階での状況をご報告しましたけれども、その後、現在の時点まででどうなったかということでございます。5,000万件につきましては、矢印の下にございますように、470万件分、その時点では氏名等の補正中でございましたので、これと分けて分析をしたわけございまして、コンピュータの突き合わせをやった結果どうなるだろうかということで、一部推計も含めまして解明をしたところでございます。

そこで、この図の左下の矢印でございますけれども、12月公表時点で解明が進んだ記録ということで、計2,650万件あるというご報告をいたしてございました。内訳としましては、既に統合が済んでいるものとか、あるいは死亡した方の記録、あるいは脱退手当金等の一時金を受給した方の記録ということで、そういうものが1,550万件あるということでございました。それから、特別便に当たりまして、コンピュータ上の突き合わせをするということで、その時点では推計でございましたけれども、約1,100万件がここでカバーできるだろうと。計2,650万件については解明が進んだということになるであろうというご報告をしたわけでございます。その結果、残るものが左側にございます1,975万件であったというご報告が12月の公表でございました。

その後、私どもで解明を進めました結果、3月、この時点で公表いたしましたのが左側の解明が進んだ記録ということで申しますと、1,550万件につきましては、矢印の下にございますように、1,798万件と増えてございます。それから、470万件、冒頭ご説明いたしました氏名等の補正中であったもの、これが6万件を除きまして氏名が埋まりまして、当然それをコンピュータ上の突き合わせにかけたわけございまして、そういった作業を経た結果、470万件のうち100万件が統合済み、死亡・脱退手当金受給等

に回りましたので、いわば1,550万件が結果として合わせまして1,898万件になったというふうにごらんいただければと思います。

それから、特別便の送付対象でございますけれども、1,100万件は推計でございましたが、その後、2次名寄せも実施をいたしまして、含めて実績ということで1,112万件であったということでございます。その中で、先ほどの氏名補正の記録をさらに名寄せいたしました結果、プラス60万件でございますので、特別便の送付対象が1,172万件、1,100万件が結果的に1,172万件になったということでございます。

そこで、残ります今後解明を進めていくべき記録でございますけれども、右側の黄色い部分でございますが、12月段階で1,975万件でございました。これを同じベースで3月段階で比較をしてみますと、1,715万件ということで、約260万件減ったということでございます。しかしながら、先ほど申しました470万円の氏名補正の部分を新たに分類いたしますと、そこからなお解明が必要な記録ということで、304万件ほどここに加えられますので、結果的に今の時点で解明をより進めていかなければならない記録というものが2,019万件あるということでございます。

それから、一部報道などでは、この2,019万件に先ほど申し上げました470万円のうちの6万円の氏名補正中のものを足し合わせて、2,025万件が今後解明が必要ということで報道されている部分もあろうかと承知をしております。

そこで、今後、集中的に進めてまいらなければならない解明をするべき2,000万円の記録でございますけれども、従来からご報告を申し上げているように、2つのアプローチで進めていくということでございます。下の図にございますように、右側のお一人お一人へのアプローチということで、4月以降も全員に特別便を送付申し上げ、確認をしていただいて、1つ1つ記録を正しいものにしていくという取り組みでございます。ちなみにこの1～2月段階で、日々の裁定・相談によります統合が一月当たり30万件程度あるということは、参考までにここに書かせていただいているところでございます。

それから、これと合わせまして、2,000万円の記録自体について、直接にコンピュータ等の作業をいたしまして、解明も同時並行で進めていくということで、それが左側の記録解明からのアプローチということでございます。具体的に申し上げますと、例えば上にごございます住基ネットによる調査によりまして、基礎年金番号を付番されておられませんけれども生きていらっしゃる方、それから、5年以内の死亡者の方、これは具体的に特定できるわけでございます。住基ネットの調査につきまして、既に先行実施を現在もいたし

ておりますけれども、こういった調査を6月までかけて実施してまいりたいと思っております。

それから、2点目といたしまして、いわゆる漢字カナ変換記録。これは基本的に簡単な漢字カナ変換の部分については2次名寄せで既に特定を済ませておるわけがございますけれども、いわゆる1文字単位の変換というちょっと難しい特殊な変換をした記録がまだこの2,000万の中にございまして、これはフラグが立っておりますので、特定可能でございます。これを全部抽出いたしまして払出簿と突き合わせるという、いわば524万件と類似の作業をいたしまして、具体的に正しい氏名を補正いたしまして、コンピュータにかけ、持ち主の特定通知をしていく、こういった補正作業を既に2月から始めてございますけれども、7月までに通知をするところまでやってまいりたいと考えてございます。

それからもう一つ、大きな固まりが、結婚前の姓を持っておられる方、旧姓履歴によるデータがかなりあるだろうということでございますけれども、これについての特定につきましては5月から12月にかけてやっていきたいということでございます。現在、2月、3月、旧姓の申出キャンペーンということでお申し出をいただいておりますけれども、4月以降もご案内のように、特別便の回答におきまして、旧姓を持っておられる方について回答に書き込んでいただくということを試みておりますので、それによりまして旧姓のデータベースを構築いたしまして、これと基礎年金番号で管理している記録との突き合わせをするということを通じまして、旧姓データについての特定作業をかなり進捗をさせていきたい。これを冬をめどにやってまいりたいということでございます。

そのほか、住基ネットにかけて、死亡者として当たらなかったような方々を中心といたしまして、私どもが失権者記録として持っております死亡者の記録がございます。これと突き合わせることによって、やはりこの方は死亡者だったんだというものは特定をできると思っております、これを夏をめどにやってまいりたいと思っております。

そういうようないろいろなことをやりまして、最後のところでございますけれども、5,000万件の記録の中に書いてございます事業所とか、過去の居住市町村への照会をどうするかといった検討も経まして、最後のところ、どのような形でけりをつけていくか。例えばどうしても残った記録につきましては、国民の皆様方にきちんとご説明をするという意味で、その内容とともに公示などをするというようなことも検討してまいらなければならないのではないか。こういったような最後のところまで詰めてみるとどういう工程になるかというものを示させていただいたということでございます。

この資料3の次の2枚目、3枚目でございますけれども、ただいまご説明申し上げました5,000万件の解明内容につきまして、12月段階と3月段階との相違を3点にわたって書いたものでございまして、これはご説明したところでございます。

それから、一番詳細な表につきまして、最後の3枚目に、かつてごらんいただきました緑とピンクと黄色に塗った表でございますけれども、これを12月段階と3月段階に比べてどうなるかといったものを対比表で用意させていただいたということでございます。これは詳細にわたりますので、またお目通しを賜ればと思っております。

引き続きまして、そういったことを前提といたしまして、私ども工程表を公表させていただいたということでございますけれども、資料の4でございます。2枚ほどおめくりいただきまして、資料の4の1ページ、これが工程表のポイントということでございます。先ほど資料3の1枚目でご説明申し上げましたように、大きく2つのアプローチで進めてまいりたいということで、1つが特別便によるお一人お一人のアプローチ、それから記録の解明そのもののアプローチということでございます。特別便のアプローチといたしまして、この表で申しますと、1番と2番がそれに当たるわけでございます。1番につきましては、3月までに送付をする、突き合わせの結果結びつく可能性のある方への特別便でございます。ご案内のように、これにつきましては、「訂正なし」の方への入念照会をきちんと実施して、より正しい回答を得ていくということ。それから、回答の回収をいたしましても、一定程度、未回答の方が出てまいりますので、それにつきましては、はがきで督促を送る。具体的には4月下旬と6月下旬、2回ほど送ってまいりたい。その結果、未回答の方を減らしていったって、さらに未回答の方について、一定の対策をさらにどうしていくかを検討していきたいということでございます。これにつきましては、繰り返しになりますけれども、最後はすべての方に正しくご回答いただくことを目指してやっていくということでございます。

それから、2番目、右でございますけれども、4月以降に全員にご送付申し上げる特別便でございます。これはご案内のように、4月、5月には3,300万人の年金受給者、6月～10月には6,200万人の現役加入者の方々にご送付を申し上げるわけでございますが、この受給者の方々については直接送付ということになります。それから、2番目の加入者の方につきましては、サラリーマンの方は基本的に会社を通じてご送付を申し上げ、回答についてもできる限り会社を通じて回収をしたい、ご協力を得たいと考えてございます。

これにつきましても、基本的に多くの方々から必ず回答をいただくということが重要になってまいりますので、ここはいわば記録の確認の運動を巻き起こしていくといったようなことを目指して、取り組みを展開したいと考えてございます。具体的には、受給者の方々でございますと、例えば老人クラブですとか、あるいは介護福祉事業者、民生委員、市町村、そういったような高齢者の方々を取り巻くいろいろな団体がございます。生活のお世話そのものを含めたいろいろななかかわりがございますので、そういったものを総動員いたしまして、ご協力を得て確認をしていただく、それから回答をしていただくという取り組みの運動のようなものを巻き起こしていきたい。そのための受給者の特別便連絡協議会、仮称でございますけれども、そういった協力の枠組みも協議会として設置をいたしたいと思っております。

同じように現役の加入者の方々も、右のほうでございますけれども、現役の方々には会社にお勤めの場合はもちろんでございますけれども、自営業者の方々も含めまして、何らかの職域的、あるいは地域的なコミュニティーに必ず属しておられるわけでございますので、そういった経済団体、あるいは業所管省庁、そういったものを通じまして、記録を確認していただく、ご回答いただくというような運動を起こしていかなければならない。そのために、ここも仮称でございますけれども、連絡協議会のようなものを設置して、こういった対策の進捗を図ってまいりたいと考えているわけでございます。

それから、すぐ下にございます6番のいわゆる1, 466万件でございますが、これは今作業が進捗中でございまして、7月5日に決めたとおり、5月までにそれぞれ結びつく可能性があるの方々にお知らせを送付するというところで取り組みを進めてまいりたいと思っております。

その下の5番の大きな横長の四角が、先ほどご説明申し上げました約2,000万件の未解明の記録そのものにいろいろなタッチをしていって解明を図る取り組みでございます。内容につきましては先ほどご説明申し上げましたので、割愛をさせていただきたいと思っております。

こうした取り組みを支える基盤といたしまして、3番、4番のきめ細かな相談体制の整備、それから機動的な広報の実施ということで具体的な位置づけをさせていただいておりまして、相談体制の整備につきましては、4月以降の大量の特別便も含めまして、きちんとした相談受けができるということで、相談を受けられるすそ野の拡大を図る、市町村のご協力をいただく、あるいは社労士の先生方のご協力をいただく、あるいは場所につま

しても、市町村、郵便局、農協、商工会といったような地域に根差したいろいろな拠点を広げていくという取り組みをやってまいりたいと思っておりますし、それから、職域での対応ということで、事業主の方々、あるいは労働組合の方々のご協力も得て、職場での相談、そういったものも受けられるようにしてまいりたい。社会保険事務所が可能な限りいろいろなご相談に応じるような体制づくりをしていくということももちろんでございます。

こういった相談体制の整備とあわせまして、広報につきましては、その時々々の訴求ポイントを的確にとらえまして、機動的に実施をしてまいりたい。このあたりもまたいろいろご指導をいただきながら、的確な広報を実施してまいりたいと思っております。

以上が対策の大宗でございますけれども、3点目に、大きな対策といたしまして、コンピュータ記録と台帳等との突き合わせというものがございます。これが図の左下7番でございますけれども、この点につきましては、具体的に計画的・効率的に実施をしていかなければならないということでございまして、ご案内のように、台帳、3種類ほど分かれまますけれども、まず優先度の高い国民年金の特殊台帳につきましては、平成20年度に突き合わせを実施するというので決めておりますので、予定どおり実施をしてまいりたいと思っております。

それから、2番目の市町村の国民年金の被保険者名簿、これは1.4億件程度でございますけれども、これにつきましては、まず市町村が持つておられるものの移管の作業、それから市町村がさまざまな媒体で持つておられますので、その媒体を打ち出すなどして、突き合わせというものができるとような準備の作業、これを20年度かけてやってまいりたい。具体的な突き合わせにつきましては、21年度以降に実施をするということになろうと思っております。

それから、3番目の一番規模が大きいのが厚生年金の被保険者名簿6.8億件でございますけれども、これについては既にご案内のように、現在2万件を対象といたしましたサンプル調査を実施いたしてございます。これは作業自体で今年度いっぱいかかるわけでございますけれども、これを何とか予定どおり進捗させまして、年度が明けましてから集計作業、分析作業をいたしまして、どうやったらいいのか、実施方法等につきまして検討をしてまいりたいと思っております。

それから、以上とは全く別枠の最後のところ、全く証拠をお持ち合わせでない方々のための第三者委員会でございますけれども、ご案内のように、これは既に本年3月までに申し立てられました事案につきまして、審議チームを増やしまして、おおむね1年程度で

全部処理をしておしまおうという目標を立てておりますので、そのもとに着実に審議体制の増強と処理の進展を図ってまいりたいと思っております。4月以降の事案につきましても、処理の促進を図るような幾つかの工夫をしまっているということでございます。

以上が14日にご報告をし、決定をしていただきました工程表の全体像でございます。次の2ページにつきましては、以上の8点の全体像につきまして、主に作業を伴います5点と7番の1つにつきまして、カレンダーに落としてみたものでございます。点線で囲みましたところの1とか2とか数字をつけてございますけれども、これは先ほどごらんいただきました1ページ目の番号と対応してございますので、あわせてごらんおきをいただければと思っております。

それから続きまして3ページ目につきましては、その中で特に約2,000万件ございます今後解明を進める記録につきまして、例えば住基ネットを使った調査等々、ご説明申し上げましたけれども、具体的にどのような調査があるのか、どのような解析をするのかということカレンダーとともに落としてみたものでございます。これも詳細にわたりますので、ごらんおきをいただければと思っております。

以上、ご説明申し上げました工程表につきまして、4ページから8ページまで、縦長の5枚の紙がございますけれども、これが工程表の概要の文章でございます。それから、お手元の資料4、別添資料ということで用意させていただいておりますものが、ご説明を申し上げ、決定を申し上げました工程表の本文でございます。これは詳細にわたりますし、説明が重複いたしますので、説明は割愛をさせていただきいと存じます。

私からの説明は以上でございます。続きまして、資料の5の説明を申し上げます。

【福本年金保険課長】 最後の資料5、これはこの委員会でご指摘をいただいておりますことへの回答でございます。5つございますけれども、そのうちの第1点目のご説明をいたしたいと思っております。1ページ目でございます。市区町村が窓口装置を用いて年金相談を実施するという事について、関係省庁、総務省と調整をしておる状況であるということをお前回申し上げました。その後の状況、あるいは結論を書いたものでございます。

1つ目の○ですけれども、ご案内のとおり、平成12年、地方分権一括法ができました。このときに国と市町村の役割、あるいは責任分担を整理し直しております。年金に関する事務は国の事務として位置づける。従来市区町村で行っていた保険料収納事務を含めまして、国の事務として位置づける。市区町村においては、法律で定められた事務を行うということにし、具体的にはこの法律で、国民年金の資格取得等に関する届け出等の受理とい

うのが市区町村の仕事として整理されておるわけでございます。このような制度下において、今回ご指摘をいただいております窓口装置を用いて市区町村が年金相談を行うということはどう考えるか、どう位置づければいいのかというようなことについて、総務省と協議を行ってきたところでございますけれども、結論から申し上げますと、一番最後のポツでございます。希望する市区町村において、個別に、社会保険庁が委託というような形をとることによって、市区町村において窓口装置を用いて「ねんきん特別便」の相談をできるようにしようということで整理ができました。現在、我々、全国の市区町村にこの旨のお話をしまして、こういう協力事業を行っていただけるかどうか打診をし、調整をしているところでございます。

【中野所長】 引き続きまして、資料を説明させていただきます。

2 ページ目をごらんいただきたいと存じます。524万件、氏名が入っていないデータについての氏名補正をいたしました後の名寄せ・特別便のスケジュールを、少し詳しく一覧性のある図に示したものでございます。この図について、ご説明をさせていただきますけれども、平成19年の10月からことしの3月6日までの間に、名寄せの処理を行ったわけでございます。

それで、何本か線がございます。上の3本が受給者に係る名寄せ、下の3本が被保険者に係る名寄せでございます。一番左上のところをごらんいただきたいと存じますけれども、19年10月25日から30日にかけて、いわゆる未統合の5,000万件的記録を抽出いたしております。この中にはその時点までに氏名補正が済んでおりました232万件的記録が含まれております。この5,000万件的未統合記録を基礎年金番号のついた記録と突き合わせる作業が11月2日に始まっておりまして、名寄せ処理、その後、検証を経まして、12月に期間重複チェックというコンピュータの中での操作を行いまして、通知の編集を行い、12月10日にその作業を終了したということでございます。

それで、一番最初の線は1次名寄せとっております基本名寄せの部分でございましたが、その後、プログラムが完成してまいりましたので、2本目の線、こちらのほうは2次名寄せも含めた形で名寄せを行っております。*1として下に記載をさせていただいておりますが、名寄せのプログラムと申しますのは、基本名寄せも含めてさらに機能強化されたものも含めて行っていくということになります。2回目は12月3日から6日にかけて、5,000万件的抽出を再度行いました。この時点では、478万件的補正が完了しておりました。この抽出データは、下の被保険者の名寄せのほうにも同様に使っております。

上から4本目の線も12月3日から6日にかけて抽出をし、データに基づいて被保険者との名寄せを行ったということでございます。それぞれこういった経過を経て、名寄せを完了しておるということでございます。

それから、3回目、20年の1月11日から14日にかけて、3回目の抽出を行っております。この段階で受給者の3本目の線をごらんいただきますと、518万人分の氏名補正分が取り込まれていると記載いたしております。この5,000万件抽出データは、一番下の線であります被保険者のほうにも同様に使っております。このデータに基づいた名寄せが3月6日までかかって完了したと。この3本目の線につきましては、2次名寄せのいわゆるあいまい名寄せという、漢字読み間違いなどの可能性も含めた名寄せの機能も拡充をした形の名寄せ処理を3回目の処理で行っているということでございます。この結果、右のほうの箱に記載をいたしておりますけれども、1,030万人の方に対して特別便をお知らせするという事になったということでございます。

続きまして3ページをごらんいただきたいと存じます。ワンビシ・アーカイブスという倉庫に委託をして管理している厚生年金の旧台帳等の整理が不十分であるというご指摘をいただいております。この点について見直し案を検討してまいりまして、現時点での見直し案を3ページの下段のほうに記載させていただいております。厚生年金の紙の旧台帳についても、年金記録の確認をしていく過程で、索出とっておりますけれども、台帳を見に行くという必要があるわけでございます。この索出を効率的に行うために、旧台帳の年金手帳番号のデータベース化を行うという形で整理をしようと考えております。①でございますが、旧台帳、紙台帳そのものの並べかえは行わずに、旧台帳の手帳記号番号をデータ入力するという事で、どの手帳番号の台帳があるのかということが明確にわかる、そういう形にいたしまして、その索出を効率的に行えるようにしよう。

あわせて、②に記載をいたしておりますけれども、現在の管理状況を改善するという事で、箱のサイズの拡大をいたしましたり、あるいは一定枚数ごとに見出しカードを入れるというようなことで、作業の効率化を図れるような整理をしてみたいと思っております。

※に書いておりますが、今後さらに作業時間、必要経費等の精査をしまして、予算的に可能な範囲で並べかえ、整理等もできないかと検討してまいりたい。実施の時期は20年度の早期に着手をしたいと考えております。

続きまして、4ページでございますが、こちらのほうはかねてご指示のありましたもの

につきまして、ご指摘の点を整理して修正させていただいたものでございます。4ページ、5ページ、基本的には前回と同様の内容でございますが、ご指摘の点の修正を行ったものでございます。

6ページをごらんいただきたいと存じます。前回の会議で労働者派遣の活用の仕方がどうなっているのかということにつきまして、ご議論がございました。それで、表の形に整理をさせていただいております。上の段が「ねんきん特別便専用ダイヤル」の電話相談の業務の委託、下が1,466万件の旧台帳の転記作業をするという、この2つの委託業務についてどのように労働者派遣が使われているか、委託形態がどうなっているのかということをもとめたものでございます。業務内容について、電話相談のほうは、必要な人材を確保し、ブースを確保し、電話相談業務を行って、実績報告をするという業務内容でございます。旧台帳の転記作業は、マイクロフィルムに管理されている記録から、データ入力時に使用する入力対象者リストに具体的な氏名等の基本情報を転記するという作業でございます。

契約形態でございますけれども、電話相談のほうは業務委託契約、一方、転記作業のほうは労働者派遣契約となっております。電話相談のほうは業務委託でございます。したがって、必要な人材の確保も含めて受託した事業者が行っていくということになっておりますが、その受託業者におきまして、派遣会社からの派遣を受けるといような形も一部含まれているということでございます。電話相談、それから転記作業、いずれも社会保険庁と個々の労働者との間に雇用の契約関係は成立しないということでございます。

それから、監督方法でございますが、電話相談のほうは現地における社会保険庁職員の監督、それから2番にございますような業務状況の報告になっております。転記作業のほうも1、2、3とございますような業務について社会保険庁職員が現場で指揮監督を行っているということでございます。

研修方法でございますが、電話相談につきましては、管理者及びスーパーバイザーに対する研修は社会保険庁職員が実施をします。社会保険庁から提供した資料で実施をいたしております。オペレーターに対する研修につきましては、その管理者、スーパーバイザーが行うということでございます。資料の無断の改変は認めておりません。転記作業については、業務のやり方等につきまして、社会保険庁職員が指導する、こういう研修を行っている。

以上でございます。

【葛西委員長】 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、どうぞよろしく願いします。

【村岡委員】 資料2について幾つか伺いたいんですが、3ページ、4ページですね。「訂正なし」と回答した方に対する入念照会の状況。まず、4ページで、確認はがきで「訂正がない」と回答した理由、いろいろあるようですけれども、当然この結果はこれから通知を出している方とか、PRに反映されると思うんですけれども、詳しくは結構ですが、具体的にお考えですよという確認が1点。2点目は、約3万人の方に確認していただいたわけですが、時間とか工数がどれぐらいかかったのか。これからどれぐらい増えるかわかりませんが、入念チェックをお一人お一人にまでやると宣言されたわけですよ。そうすると、お一人お一人まで同じことをやったらどれぐらいかかるか、その辺の工数または費用というのはきちんと見込んでおられますかという確認。それから3点目は、7ページ目、逆にはがきとか何かで来ていただいた方で、一番下にご本人申立の記録が確認できなかったものというのが結構あるんですよ。処理状況のところの21万件ですか。これはどうなさるおつもりですか。これも入念チェックされるわけですか。以上3点を教えていただきたいんですが。

【鈴木企画課長】 それでは1点目、私どもこうやってアンケート調査をしたわけでございまして、4ページにございますようないろいろな状況がわかってまいりました。こういったものは当然これからのPRなり、取り組みに反映させたいと思っております。4ページ目もそうのございますけれども、3ページ目をごらんいただきますと、今入念照会の対象になっている方というのは基本的に初期に発送した方々ばかりですので、3ページの一番下の3番の相談状況をごらんいただくと、ほとんど相談いただいてございませぬ。やはり相談をしてくださいというのを、途中から私ども、色濃く出してきたわけで、かなりここによってまた違ってきていると思います。これを一層やっていきたい。相談いただければ記録もお示しするというので、方針を変えて対応してございますので、そういったことも含めまして、ご指摘のようなところを対応してまいりたいと思っております。

それから、工数でございますけれども、厳密な工数ということではございませぬけれども、私ども、まず実施してみて、それぞれの現場で今どんな状況にあるのかというものをとりあえず調査してみたものがございます。簡単にご紹介させていただきますと、実際現場でかなり進捗をしている事務局と、かなりおくらしている事務局とございます。かなり進

捗している事務局などは、もう半分以上終わっているというようなところもございます。その違いは何かをしてみると、かけている人手が違うということで、進捗率の高い事務局は、一事務所当たり大体2人ぐらい使ってございます。ただ、今現在、進捗していない事務局も含めて、全体を見渡してみると、大体事務所当たり1人ぐらいの投入になってございますので、今後の数の見込みは難しいところがありますけれども、大体2人から2.5人ぐらい投入をしていただくことによりまして、大体夏ぐらいまでにはやるといっためどを立てることができるのではないかと考えてございます。

そこで、今これをもとにしまして、要員確保も含めて、具体的な実施計画を事務所ごとに立てさせているという状況でございますので、またその状況が見えてきましたらご報告をさせていただきたいと思っております。

それから、3点目の7ページの特別相談体制の中での記録の申立が確認できなかったものがおっしゃるようになりございます。これは確認できませんでしたが、この中にはご本人様も納得なさって帰られた方もいらっしゃる。それから、納得なさらない方は、最後は大変申しわけないですけれども、第三者委員会にお申し立てになるんだろうという経過をたどってございまして、これ自体について私どもがさらに何か手をかけるかということ、そういうことは今の流れの中では特段必要がないんだろうと考えてございます。

【村岡委員】 参考までに、納得されない方って何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

【鈴木企画課長】 そこをとっておれはいいんですけども、申しわけございません、それをとるような統計のとり方をしておりませんので、ちょっとわかりません。

【岩瀬委員】 まず、職員の離職の状況についてお聞きしたいんですけども、欠員の補充をされているということですが、これは任期付職員で補充しているということでしょうか。

【坂野長官】 おっしゃるとおりでございます。

【岩瀬委員】 わかりました。

あと、記録についてお聞きします。資料5の2ページ目のところで、言葉の意味をまずお聞きしたいんですが、5,000万件抽出と名寄せの処理のことを書いている部分の、「5,000万件抽出」というのはどういう意味なのかということ。それから、ここで氏名補正分232万人が1次名寄せにかかっているわけですけども、518万は2次名寄せでかけているわけですね。1次名寄せで232万をかけて、残り270万は1次名寄せで当ててないということなのかどうか。それはいいのかどうかというのを教えていただ

けますか。

【中野所長】　　まず第1点目の抽出という言葉でございますが、コンピュータ、3億件の記録がございます。その中で、基礎年金番号に統合されていない記録、いわゆる5,000万件の記録というものをこの時点で特定をし、名寄せの処理をするための別の磁気ファイルに抜き出してくる、そういう操作のことを抽出と呼んでおります。

ご質問の2点目でございます。名寄せにつきましては、注のところに記載をさせていただいておりますが、例えば受給者の2次名寄せについてのところの1つの目の注に記載しておりますけれども、1次名寄せも実施をすると。この名寄せというコンピュータの中で作業は、未統合記録と基礎年金番号の付番された記録の基本情報を比較して、一致をするかどうかということを判定し、分類をしていくという作業になります。それで、1次名寄せというのはそれがぴったり一致しているもの、2次名寄せについては生年月日1日ずらして一致をしたもの、そういう分類作業をしていく作業になりまして、コンピュータの中では1次名寄せも2次名寄せも機能が追加されれば、それを追加した形で両方処理をするという形にしておりますので、各段階が進むに従って、それ以前の段階の処理ももう一度行う。もう一度行った上で重複を排除するという処理をしております。

【岩瀬委員】　　追加でもう一点お聞きしたいんですけども、資料3の図の中に解明できた記録と解明できなかったものの記録の分類の中で、「突き合わせ等」と書いていますけれども、この突き合わせ等の「等」の意味を説明いただけますか。

【中野所長】　　こちらでは、解明作業としては、コンピュータなりで今申しましたいわゆる名寄せの作業を行っておりますが、それ以外に経団連から派遣をいただいた専門家の方々が記録そのものを見て、その記録にどういう内容のものが含まれているかを1つ1つ見て、例えば脱退手当金の受給をしている記録が記録の中に含まれている、そういう判定をしていく。そういうコンピュータを使って判定する作業が1つ含まれております。

【鈴木企画課長】　　同じことの繰り返しになって恐縮でございますけれども、突き合わせ以外に今申し上げましたように、5,000万件の記録についてサーバーに移しまして、1つ1つ記録の属性を見ていって、例えば死亡という情報が入っているとか、一時金ということで情報が入っているとかいうものを全部コンピュータ上、分析をそのチームがいたしました。その結果、こういった形で解明がわかってきたということを作業しておりますので、この「等」というのには、いろいろなコンピュータ上の作業が入っているとご理解いただいて間違いのないと思います。

【岩瀬委員】 その場合、記録全体像を示した図の中で、グリーンの部分なんですけれども、これは先ほどの説明を聞いていますと、推定値も入っているし、確定数値も入っているということのように理解したんですけれども、どこが推定値でどこが確定値なのか。それと脱退一時金に関しても、「結びつかないと考えられる」ということで、これはどういうことなのかということですね。その辺、教えていただけますか。

【鈴木企画課長】 まず、推計かどうかにつきましては、この表の中で括弧書きの部分がございますけれども、例えば6番のそれぞれの①から④の部分、ここは推計値でございます。それから、それ以外の部分で言えば、1つだけ限って5番にあります12月段階の1,100万、これはご説明したように推計でございます。あとは実数だと考えてよろしいと思います。

では、「考えられる」というのはどういうことかということでございますけれども、基本的には内訳を書いてございますように、脱退手当金等を受給した記録については、その方の履歴も見まして、これが全く年金法に照らして給付に結びつくものがないということとを判定されたものについてこっちに上げていますので、「考えられる」ということではございません。2番にある「給付等に反映していると考えられる記録」ということで、これは既に私どもが持っております給付済みのものと、氏名・性別・生年月日が一致した記録がございますので、これは給付した、いわば大変言葉は悪いんですが消し忘れの記録だと考えられるということで、「考えられる」という言葉を使ったわけで、これは推計という意味で使った言葉ではございません。

【岩瀬委員】 確認のためにお聞きします。名寄せの定義をもう一度教えてもらいたいですけれども、今回この名寄せ作業を行うに当たってどういう定義に基づいてやったのか。きょうでなくて結構なので、教えていただけませんか。

それと、今の経団連から来た人たちの分析した結果というのは、それは独自に分析をして、それは外したという理解でよろしいわけですね。

【鈴木企画課長】 具体的に申しますと、手順として5,000万件ございまして、そこでそれをいわゆる名寄せといいますけれども、定義はまたきちんとご報告しますが、コンピュータ上の3条件の突き合わせをやったわけです。そうすると、このピンク色の部分が抜けてくるわけです。そうすると、ピンクかピンクじゃないかと。ピンクじゃない部分につきまして、今度は解析のチームが、さっき申し上げましたようにサーバー上でその記録の属性を1つ1つシラミつぶしに見ていく。これはコンピュータを使いますので、1つ

1つ見るわけじゃなくて、ふるい分けになりますけれども、そういう作業をした結果、浮かび上がってきて、これは解明できているなど。死んだ方だとか、脱退手当金を受給されているじゃないかとか、消し忘れとか、そういうことでわかってきたのが上のグリーンのほうに仕分けられる。その残りが6番の記録という手順でやっただとご理解いただければと思います。

【岩瀬委員】 分類はそういうことですね。

【鈴木企画課長】 作業もそういう手順でやってみたということになります。

【岩瀬委員】 作業はそういう手順でして、こういう分類ができたということですね。

【鈴木企画課長】 さようでございます。

【岩瀬委員】 漢字の名寄せはどうなんですか。

【鈴木企画課長】 名寄せは今申しあげましたように、氏名・性別・生年月日、3条件でもって、5,000万の3条件と、こちらが基礎年金番号で管理しているものの3条件、これをコンピュータ上突き合わせした。それでヒットしてきたもの。もちろんそれ以外に例の期間重複が一定条件ありますので、それを加えまして、そのスクリーニングを経てきたものが12月段階推計1,100万、実績で見ますと、1,112プラス60の1,172万件。これがまず確定的に出てくるということです。

【岩瀬委員】 では、5,000万と当てたということの理解で間違いはないですね。

【鈴木企画課長】 結構です。

【岩瀬委員】 わかりました。

【村岡委員】 今の岩瀬さんの質問に関連してなんですが、資料5の2ページありますよね。右側に数字が書いてありますね。これを足しますと、私の計算が間違っていなければ2,060万にしかならないんですけども、私の計算が間違っていますでしょうか。伺っている趣旨は、この数字はいいんですけども、違う数字があちこちに出ると、また外部の方がこの数字、あの数字を引っ張って、あれとは違うじゃないかとかいうことになるので、できるだけ数字は合わせていただくほうがいいのではないかと思います。

【中野所長】 補足をさせていただきますけれども、右の数字は名寄せ・特別便によりましてお知らせをする方の数を箱の中に記載させていただいております。それで、1次分920万人、2次分110万人、合計で1,030万人の方に対してお知らせをするということでございます。それで、その1,030万件の発送の時期が2つに分かれているということを740万と290万に分解して記載をさせていただいております。それで、1,

030万人と先ほどの緑に分解された表との関係でございますけれども、この表でございますのは、1,112万の名寄せで結びつく可能性のある記録がございます。これは記録数でございます。そして、備考欄に記載をしておりますけれども、7の④との合計1,172万件、これが名寄せで結びついた記録になりまして、これらの記録を1,030万人の方にお知らせをすると、こういう関係でございます。

【村岡委員】 算数はちゃんとつじつまが合っているんだろうと思って、そこは信用するんですけども、例えばわかりやすい数字とこの数字が違ってきますよねと。ですから、なるべく同じ数字が全部出てくるように説明されたほうがいいので、違う数字が出てくると皆さん疑心暗鬼になって、正しい計算をしているのかとかいうことになるので、それはぜひきちんとやっていただいたほうがいいと思います。

【磯村委員】 今に関連して、色分けの「未統合記録の全体像」の表について、もう一遍確認なんですけど、この表の中、上から順番に推計値だけ私が申し上げますので、間違っていたら言ってください。

グリーンのところ、1は①、②、③とも現段階では実数でよろしいですね。2、①、②、③、これも現段階では実数。そのうち3、「5千万件中、考えられる者」、これは推計値ではないんですか。

【鈴木企画課長】 これは実数でございます。

【磯村委員】 実数ですか。

【鈴木企画課長】 はい。これは、5,000万件の中で3条件突き合わせをして、当たったものの数をここに数え上げましたので、そういう意味では実数でございます。

【磯村委員】 それは前から実数でしたか。

【鈴木企画課長】 はい。

【磯村委員】 では「と考えられる」というのは。

【鈴木企画課長】 これは3条件の突き合わせで一致をいたしましたものです。必ず同じ人だということまでやるには、ご本人の確認まで要りますけれども、これは5,000万件の中での話ですので、そういう意味で同一人だと考えられるという意味で、要するに突き合わせをしたと。突き合わせの結果だという意味で「考えられる」という言葉を使ったということです。

【磯村委員】 これは実数ですから、サーバーにこの数字だけ全部移すということではできませんね。

【鈴木企画課長】 できます。

【磯村委員】 わかりました。

それから、4は実数でよろしいですね。したがって、グリーンは全部実数ということになるわけですね。

【鈴木企画課長】 はい。

【磯村委員】 5番目は、12月までは推計だったけれども、今回実数になった。ピンクの部分ですね。

【鈴木企画課長】 はい。

【磯村委員】 6番目は、①、②、③が推計ですね。

【鈴木企画課長】 さようでございます。

【磯村委員】 したがって、これはサーバーには一遍には出せないということになりますね。

【鈴木企画課長】 ただし、②の部分につきまして、先ほど申し上げましたように、カナ漢字変換をやったフラグが立っているもの、これは抽出はできます。

【磯村委員】 そうですか。ほかにフラグが立っているものはありますか。

【鈴木企画課長】 それはございません。

【磯村委員】 フラグは1種類ですか。

【鈴木企画課長】 73と75の2種類。分類は同じですけれども、形の上では2種類ございます。

【磯村委員】 73と75の2種類。わかりました。

④その他、これはポツが4つありますけれども、このうちフラグが立っているものなどはありますか。

【鈴木企画課長】 これはございません。

【磯村委員】 全くありませんか。

【鈴木企画課長】 はい。

【磯村委員】 ということは、これは全部推計値で、これだけ抽出するのはなかなか難しいと、こういうことよろしいですね。

【鈴木企画課長】 はい。

【磯村委員】 7は上の欄とダブっていて、現在はこの表のそれぞれ上の欄で見るわけですね。ありがとうございました。それが確認の1つになります。

それから、恐れ入りますが、資料の2の先ほどの「訂正なし」の回答のところについて、もう一遍、前の質問とダブらない範囲での質問をいたします。「入念照会の状況」の資料の真ん中、「2記録の確認結果」で、情報提供を行ったが、ご本人の記録であると確認できなかった方が、約2割2分いらっしやる。これは今後どうなさるおつもりですか。

【鈴木企画課長】 この方々につきましては、お勧めも含めて確認をしたわけですが、ご自分のものではないという意思表示をされましたので、この方々の記録であるということこちら側から強制的に何かするといったようなことは、現時点で考えてございません。

【磯村委員】 ということは、非常に正直に申告なさった方が2割いらっしやるわけですね。言われても、これは私の記録ではないと。

【鈴木企画課長】 ちょっと言葉はなんです、私の記録なんだけれども、面倒くさいからいいやと思った方もいらっしやるのかもしれませんが、そういう方も含めまして、いずれにしてもご本人の意思表示がはっきりなされた方ということです。

【磯村委員】 そうすると、宙に浮くわけですね、この記録は。

【鈴木企画課長】 この記録の部分ということですか。

【磯村委員】 そうです。

【鈴木企画課長】 この記録の部分は、これが最後までこういうことであるといえますと、まだ持ち主が特定できていないという分類にはならざるを得ないかと思えます。

【磯村委員】 どうなさいますか。

【鈴木企画課長】 ここはまだ今後の検討だと思っておりますけれども。

【磯村委員】 しかし、あんまりいつまでもほっとけませんよね。

【鈴木企画課長】 はい。3条件で一応当たった方々ですので、何がしか別にきちんと管理をしておかなければいけないんだろうと思います。またわからない記録の海の中に溶かし込んで、またわけがわからなくしてしまうことはいけないのではないかと。別管理した上で、最後そこをどうするかについては、もうちょっと検討をしていただければと思っております。

【磯村委員】 実はこれに類することがこれからたくさん出てくると思うんですが、何か独自のマスターをおつくりになりますか、今のような別管理という意味で。

【鈴木企画課長】 コンピュータ上どうするかという専門的なところは、きちんと検討した上でご報告をさせていただきたいと思っておりますが、思想の上では、あくまでこう

やって分析をしたものでございますので、それは残るような形にしていかないといけないと思います。

【磯村委員】 もう現に6,000件出てきているわけですから、なるべく早く別管理のなさり方をご検討いただかないと、ごみ箱に放り込んでたまってしまって、ちょうどワンビシの抜いた後のカードの後始末と同じことになってしまう懸念があります。その可能性は、僕は組織の体質から見ると非常に大きいと思うんです。ですから、なるべく早く行方不明者の処理の仕方をお考えになって、別管理、あるいは別マスターをおつくりになる。これを早くなさらないとまずいかなと思っています。

【鈴木企画課長】 紛れ込まないように、きちんと管理できるように考えて、またご報告したいと思います。

【磯村委員】 ぜひお願いします。

それから、その次のページ、「4 確認はがきで「訂正がない」と回答した方」について。まず、既に年金記録の確認を行っている方が12%いらっしゃいます。記録の確認ということは、電話相談もしくは社会保険事務所の窓口で、一たんは何らかの格好で自分の記録はこれでよかったと思っておられる方に、社会保険庁から電話なり戸別訪問が行ったわけですね。

【鈴木企画課長】 このあたり、言葉の使い方もあろうかと思いますがけれども、確認という中に、これは事業者の方々ですので、自分は裁定請求して、裁定したときにちゃんと確かめてもらったよという意味でご回答なさった方も含めれば、今おっしゃったとおりだと思います。

【磯村委員】 ところが、現実には社会保険庁で、それ以外の記録が見つまっているわけですね。非常に邪推をしますと、間違った確認結果を社会保険事務所からいただいたためにこうなったという人も中にはいるんじゃないでしょうか。

【鈴木企画課長】 今申し上げましたように、確認という言葉なり、アンケートの分類がどこまで厳密かというところがあろうかと思いますがけれども、今おっしゃった方々もあるかと言われればあるんだろうと思います。ただ、どの程度あるのかという意味で、厳密なアンケートの設問のつくり方をし、とったわけではございませんので、先ほど申し上げましたように、自分は裁定請求をして裁定されているんだから、私はもう確認したんだと思っています。

【磯村委員】 しかし、間違った裁定があるかもわかりませんね。

【鈴木企画課長】　　そうです。結果的にその裁定のときに漏れていたものがあったという事ですので、そういうことも含めまして、確認自体、あるいは裁定自体のときに正しく行われていなかったものがあると言え、それはあるんだろうと思います。

【磯村委員】　　このところについて、取り扱いはどうなさいますか。こういう方が1割もおられるということになりますと、これもさっきの話によく似た話になると思うんで、あわせて一緒によろしくをお願いします。

【鈴木企画課長】　　これはまた、いずれにしましても、この設問とアンケート自体、まだ粗いところがございますので、これをどうしていくかというのはもうちょっと考えなきゃいけないと思ってございます。

それから、基本的にこれにつきましても、こういう方々も含めまして、先ほどご紹介申し上げましたように、ご相談いただいていない方がほとんどでございまして、まずはご相談のほうに誘導していく、それによって結び付けをしていくというのが、対策の打ち方としては一番効果的かなと思っております。

【磯村委員】　　そのときに前提になりますのが設問の仕方なんですけれども、見てみますと、読んだけれどもわからないという設問がないんですね。当然みんなわかっているという前提でこの設問をおつくりになっていらっしゃる。これはちょっとおかしいですね。

【宮本サービス推進課長】　　設問のところの調査の設定の仕方でございますけれども、これは「年金記録に間違いがないと思っていた」以下その他まで、こういう設問の選択肢を、連絡を差し上げた皆様、お客様に示しまして、どれですかということを示したものはございません。これは、なぜこういった記録につきましてご相談においでいただかなかつたんだろうかと、あるいは、なぜ確かにあると記録を確認していただいて、「訂正なし」とお考えになったのかということはどうしてでしょうかというご質問をさせていただきまして、その中で、一番その方に当てはまるものがどれかということを担当職員が分析したものでございますので。

【磯村委員】　　あらかじめ設定した質問ではないということですか。

【宮本サービス推進課長】　　一番当てはまるものはどれなんだろうかということです。

【磯村委員】　　それを最初におっしゃらなきゃ。

【宮本サービス推進課長】　　申しわけございません。

【岩瀬委員】　　設問は、担当職員の人はペーパーで持って行って、それで聞いていっているんじゃないんですか。その中で、そういうアバウトな質問をされたとしても、丸をつ

ける欄というのはこういう設問の中で丸をつけていっているわけですよね。だから、その調査の仕方が、自動的にこういう分類におさまるようになっていないんですか。

【宮本サービス推進課長】 この調査をいたしましたとき、まず、電話での調査を前提にしています。

【岩瀬委員】 いやいや、だから、もちろん電話のときに、調査表を職員の人が持っていますよね。その調査表を持って電話をして、やりとりの中でどこに丸をつけようかなどいって丸をつけていった結果なわけですよね。

【宮本サービス推進課長】 そうです。

【岩瀬委員】 調査表の中にそもそも特別便がわからなかったという項目が入っていないといけなかったのではないかという問題意識だと思うんですね。

【宮本サービス推進課長】 わかりました。それにつきましては、特別便そのものについてはできる限りやったつもりですが、もしそういうものがあるとしますと、「その他」の欄に入ってくるんだらうとは思っております。私ども想定いたしましたのは、特別便の見方であるとか、手続がわからなかった。手続がわからなかったという部分は抜き出して書いてございますけれども、それ以外のものにつきましては「その他」という形で分類するような形になっております。結果論として見ますと、一番多かったお答えの中で当てはまるものとしましては、おそらく今のご指摘ですと、その他に入ってくる項目だと思っておりますけれども。

【岩瀬委員】 質問表の中にそういうのがないと、そもそも質問しないのではないですか。

【宮本サービス推進課長】 ですから、先ほど申しましたように、正しい記録があるにもかかわらず、なぜ記録なしというご回答をいただいたんでしょうかという質問に対するお答えを分類したものでございますので、もしお客様から見方がわからなかったというものが入ってきますと、この中では「その他」に入ってくるような設計で調査をしております。

【磯村委員】 最後ですけれども、資料4の別添の21ページ、22ページでございます。同じようなことがほかのところにも書いてございますが、一応ここで確認をしたいと思うんです。「7 コンピュータ記録と紙台帳との突き合わせ」の個別の問題ではなくて一般論として、前からお願いしておりますように、もう加入歴、職歴等の記録の照合の次の段階であります、厚生年金でいえば標準報酬、国民年金でいえば免除月数等の明細などの

年金額の算定の基礎となる記録の照合といいますか、あるいは精確化といいますか、そういった部分に入らなきゃいかんと思います。この7というのは、いわゆる8億5,000万件などと言われております、すべての延べ数で言われている紙台帳、マイクロフィルムとコンピュータ記録との突き合わせということになるわけですね。その中に年金額の算定の基礎となる記録の問い合わせに対する適正化とか、突合、照合というふうなものは、一体どこまで意識しておられるのでしょうか、21ページ、22ページの中で。

【鈴木企画課長】 今の意識しているかというご質問の意味が取り違えでしたら、またご指摘いただきたいと思いますが、この作業の中にそういうことをちゃんと盛り込んであるかということであるとしますと、まさにこの突き合わせの中で、今先生のおっしゃったことができていくということは当然だと思っています。ですから、例えば免除になっているのかどうか、標準報酬がどうかということは、これを実施すれば、当然チェックされるということで考えてございます。

【磯村委員】 そうすると、例えば標準報酬について、入社以来何十年間の記録が一部抜けておっても、全部突き合わせで埋まっていくということになりますか。

【鈴木企画課長】 今のは厚生年金の被保険者名簿をどういうやり方でやるかというところでございますので、ここは正確なお答えをさせていただきますと、そのところは今、2万件のサンプル調査をやっております。その中で、今のご指摘も含めて、どういう効率的なやり方ができるかということを検討していかなければならないと思いますので、その中で今のご指摘も含めて考えていくということになると思います。

【磯村委員】 そうすると、この7に書いてあります21ページから22ページの作業が何年か先にある程度できたときの望ましい姿を想定しますと、どなたから照会があっても、かつて一部漏れていた、あるいは書き間違いがあったような標準報酬も、当時の紙台帳、マイクロフィルムによってきれいに直った形ができているというイメージでよろしいのでしょうか。

【鈴木企画課長】 これをきちんと全部やり切ることになれば、その暁には今おっしゃった状態が実現するんだろうと思っています。

【磯村委員】 なぜその辺のことをここにお書きにならないのでしょうか。

【鈴木企画課長】 ここは工程表として書いたものでございますので、その段階で見通せている先まで書くということで、それぞれの作業をどこまでやるかという観点から書いてみたものでございます。

【磯村委員】 しかし、これだけ読んだんじゃ、普通の人はわかりませんよ。違いますか。

【鈴木企画課長】 そこは例えば作業の中身といたしまして、特殊台帳の突き合わせをいたしますと、まさに特殊台帳について免除だったのかどうかと、それはわかりますので、そういう意味で、作業の中身もご紹介することをここにしておいたほうがいいというご指摘でしょうか。

【磯村委員】 これは関係閣僚会議にも同じような資料が出ていますけれども、せっかくそこまで皆さんが苦勞してやっというなら、何年かかるかわからんけれども、5年先、7年先にはそういったものがきちんと対応できるようになりますよと、その絵姿をイメージとしてでもいいからお書きになったほうがわかりやすいんじゃないでしょうか。この21ページ、22ページを見て、そこまでわかる人というのはどれぐらいいるでしょう。

【鈴木企画課長】 例えば特殊台帳、これも20年度にやりますので、その中身についてこれからいろいろご報告したり、外に出していくときに、今おっしゃったこれができるかどうかということもあわせて留意するようにしてまいりたいと思います。

【磯村委員】 ぜひわかりやすいようにしてください。でないと、いつまでたっても何やっているんだということと言われ続ける。その言われ続ける姿を見るのは我々としてはつらいんですよ。

【葛西委員長】 いつになったら何ができるということと言えるんですか。

【鈴木企画課長】 今の中身で申し上げますと、そういう意味でいつになったら何ができるということ申し上げますと、これは工程表でございますので、先ほど申し上げたように見通せる先までしか書けませんということだと思います。そこで今、磯村先生のおっしゃったところでいけば、例えば特殊台帳は20年度に終わらせますので、特殊台帳のものをお示しするときには、これができるばこういうことになりますということとは言えるだろうという意味で申し上げたつもりでございます。

【磯村委員】 いつまでというのは無理だと思いますけれども、何年かかけてこれができたら、こういうふうな安心材料ができるんだよというところというのはあったほうがいいと思いますよね。特殊台帳なんて、一般の人はわかりませんよ。

【石井運営部長】 記述につきましては、委員おっしゃるように、わかりやすい形で今後いろいろと意を尽くしていきたいなと思います。それで、3つの台帳のうち特殊台帳、

これはもうやるということが決まっていますね。それから2つ目の1億5,000万件、これについても市町村の持ち方がさまざまではあるわけですが、その内容に応じて、しかるべき準備ということで20年度はやっていこうと思っています。ポイントは6億8,000万件から成る厚生年金被保険者の記録でございます。

それで、委員のスタンスは、方法は特におこだわりはないんじゃないかと思うんですが、要はそれらに記載されている標準報酬に間違いがあれば、それはできるだけ早く直すべきだという観点からおっしゃっているんだろうと思います。そういうことで受けとめさせていただくとすれば、6億8,000万件の突き合わせでございますけれども、これしかないわけではないと思っております、1つは、4月から10月まで1億の方にお送りしますけれども、それをごらんいただいて、いろいろなお問い合わせがあるはずでございます。それをお受けして、その1つ1つの丁寧な対応の中で、物によっては原点である台帳記録、こちらまでさかのぼって、標準報酬も含めて直していくと、そういう工程が1つはあるんだろうと思いますし、それから、6億8,000万件そのものについての扱いについては、対費用効果、あるいは効率、そういった観点も外すことができませんので、そういう観点から、ご案内のようにサンプル調査を2万件やっているわけですが、このサンプル調査の結果、例えば昭和17年から60年までずっと連なる期間、そして広がりも各都道府県とあるわけですが、例えば誤りの率というような形でとらえた場合に、濃淡がどのような状況になっているのか、それなんかもよく見て、最もふさわしい方法というものをきちっと選定して、もし必要があればですが、それをきちっと計画的にやっていきたいと思っておりますので、いろいろな方法を組み合わせて、そのところは直していきたいと思っております。

なお、日々の相談においても、標準報酬について、ご存じのように、社会保険事務所なり、あるいはインターネットを介して一応情報提供させていただくことになっておりますので、これももちろん今後、広報面でしっかりやっていきたいと思っております。

【磯村委員】 よくわかりますけれども、要はこの21ページ、22ページに書いてあることが、旧台帳だの特殊台帳だのといったって一般の人にはわかりにくいんで、もしそこまでの作業をイメージしていらっしゃるんでしたら、これが進捗してうまくいった暁には、皆さんの標準報酬がかなり適正なものに置きかわりますよというふうなことを言ってあげてほしいわけですよ。皆さんの業界用語を使ったんじゃわからないんです。

【石井運営部長】 その点は重ねてそのように対応したいと思っております。

【磯村委員】 以上です。

【住田委員】 先ほどのご意見と重なるんですけども、ご本人の申し出が間違っただけの、勘違いであったというケースについてです。客観的な資料に基づけば、それはどう見てもその言い分がおかしいという場合に、その取り扱いを法律的にどう考えるかということの整理がもうそろそろ必要なんではないかなという気がします。年金の記録管理、整備する義務というのは、本来は社会保険庁にあったと私は思っておりますので、今回はその遺漏があった。それに対しての一証拠資料としてご本人がいらっしゃるとしたときに、客観的資料として全部整っているのであれば、そこで裁定変更というんでしょうか、職権による処理を行うということも社会保険庁のほうに権限というか責任があると私は考えておりますが、そこら辺はどうお考えでしょうか。

そして、その上で、ご本人が大した金額じゃないから結構ですというようなこと、もしくは金額はよくわからないけれども、面倒だから要りませんと、そういうようなお申し出があったときに、それが権利の放棄という形になるのかどうかというのが一つの論点です。もし権利の放棄だとしたら、どの程度の情報を与えられた上で権利の放棄が認められるのか。多分、今の状況だとわかっていないままですから、権利の明確な放棄があったと裁判所は判断しないのではないかと考えております。ですから、放棄があるんだったら放棄の意思を明確にした書面をつくって、もうこれ以上の調査は結構です、私は要りませんという手続まで取るべきでしょう。一方、社会保険庁も、これがあつたらこれだけの金額が増額するはずですよという説明責任も果たす必要があり、これをした上でなら権利の放棄もありうべきだろうと私は思っています。ですから、別管理する以前に、どういう対応をするかというのをもうそろそろ整理をして決めておくべき段階に来たんだらうと思います。

そういう意味では、すべての隘路が申出主義、申請主義にあるとよく言われているんですけども、私自身は、今回の問題に関して言えば、職権調査の義務が大いにある場合であって、申請しなかったら権利の上に眠るものとして保護しないという考え方は、あまりとりたくないなと思っています。でも、権利の放棄もあり得るとしたら、あくまでもそのための手続として、ここまでやったらあり得ると、裁判所の司法判断に耐えうる程度の手続をとっておけば、今別管理するなんていうことを言わずに、相続された方が後で欲しいと言ってきたときに、いや、もうこれはあの段階で処理済みですよというふうに言える、それだけのことをやっておけば、もうここは解決済みという形で1つずつ落ちていく話ではないかなと思っています。

そういう意味では、入念な調査をされて、その上で何も言わなかったんだからしょうがないといえるのか。権利を喪失したとするのかということを決めておかないと、それを前提として調査をしていただかないと、いつまでも調査を続けなきゃいけないような雰囲気になるのではないのでしょうか。一方で、どんどんと時効が成立していきそうな、そういう懸念を持っております。

申し出に関していえば、ちょっと気になった話なんですが、旧姓履歴の申し出は大体女性が90何%結婚で改姓していますから、広報として女性雑誌を主としてやっていらっしゃるのは結構だと思うんですけども、家名継承のために、養子縁組であるとか、男性が改姓しているということもあります。そういう方々が離縁、離婚をされたときにややこしくなっているわけなので、旧姓については結婚、離婚、そして養子縁組、離縁などについてもちゃんと注意喚起していただいて、自分はこれに当たっているから落ちている可能性があるということを明示していただいたほうがいいんじゃないかなという気がいたしました。

最後の1点なんですけれども、前回、法律上の業務委託契約と労働者派遣契約に関してご質問して、今回こうやって整理されて、法律的なことをきちっとお書きになったわけなんですけど、社会保険庁は職場において指揮監督権があったわけですが、それに対してこれまではどうもそこに対しての認識が甘かった、薄かったんじゃないかなという気がしてならないわけなんです。ですから、資料の5の一番最後のページに関して、一覧表で整理されましたけれども、何が問題であったかという問題点を把握して確認していただきたい。外国人が多くて、日本語がきちんと読めない方々がちゃんといたのに、それをある意味では放置したまま、きちんとした指揮監督をしていなかったのか。実態は、何に由来するのか、こういう制度についての認識が薄かったのか、それともたまたま人手不足だから、指揮監督していなかったのかどうかなどの点についてです。今後さらに相談が増えていき、また、紙台帳をデータベース化するという新たな作業のときに、こういう業務委託とか労働者派遣というようなことがでてくるわけですので、そこら辺については長官以下、もう一遍認識を新たにして、かつ、問題点について把握して、二度とこのような問題が生じないようにしていただきたいと思っております。

それから、資料5の1ページの市町村の窓口に関して、この間、まだ検討中、調整中であるのでという形ではっきりしたご回答をいただけなかったのが、今回こういう意味では個別に委託するというようなことになったということで、できないよりできたほうがいい

んですが、この契約関係が法的にどうなるのか、よくわからないのです。個別に委託するというのは、私的契約なのだろうか、公的な契約か。そうすると、法定受託事務の法律にはないので、単に私的契約になってきたときに、守秘義務契約について市町村の公務員としての守秘義務ではなくて、契約上生じる守秘義務契約なのか。そして、この委託において、社会保険庁がどのような形で指揮監督ができるのか。そういう意味でも、契約関係についてもう少し明確な形で、どういうものをやるかということについて、次回でも結構ですからお答えいただければと存じます。

以上です。

【葛西委員長】 大体よろしいでしょうか。

【村岡委員】 第2次名寄せの漢字の読みの話ですが、ご承知のように、世の中には専門の人がたくさんいますから、そういう方のノウハウをぜひお使いになるべきだと思います。あいまい名寄せについては、すごいノウハウを持っていますから。

それと、1点は質問なんですけれども、4月からの全国民への発送、これはソフトの開発は時間どおり進んでいますか。進んでいれば結構ですけれども。

【中野所長】 順調に今進めております。

【村岡委員】 時間どおりに進んでいますか。

【中野所長】 はい。それから、名寄せにつきましても、民間の字書の活用などもしまして。

【葛西委員長】 それでは、予定の時間が参りましたので、ヒアリングはここで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(厚生労働省・社会保険庁退室)

【葛西委員長】 それでは、本日の会議はこれで終了ということで、ほんとうにどうもご苦勞さまでございました。次回は4月11日14時から開催いたします。本日は御多用のところ、誠にありがとうございました。

以 上